|  |
| --- |
| 平成３０年度　第２回　運営協議会  議題１　指定介護予防支援等の一部委託について  資料１－１　委託の概要について（全３ページ） |

（１）趣旨

　　　予防給付等のケアプランについては、指定介護予防支援事業者等が作成することが原則であるが、本市にあらかじめ届出することをもって、指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

　　　この際、指定介護予防支援事業者等の基準を定める本市の条例において、原則として、運営協議会の議を経ることとされている。

　　　本件委託については、届出の形式上の要件を具備しており、適正に一部委託業務を実施できるものとして、本運営協議会の議を経るものである。

（２）受託事業所の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①ナーシングプラザ流山（医療法人社団　愛友会） | | |
|  | 所在地 | 流山市前ヶ崎２４８－１ |
|  | 委託者 | 流山市中部地域包括支援センター |
| 委託期間 | 平成３０年５月１日～平成３１年３月３１日 |
| 委託経緯 | 地域包括支援センターの人員体制において、新たな予防支援等を提供する余裕がなく、業務を一部委託できる指定居宅介護支援事業所を探したところ、既存の委託先でも人員体制において対応できなかったため、急遽当該事業所に委託することとなった。 |
| 人員体制 | 常勤専従　１人  常勤兼務　－  非常勤専従　－  非常勤兼務　１人 |
| ②ライブラリ流山居宅介護支援事業所  （株式会社リビングプラットフォーム） | | |
|  | 所在地 | 千葉県流山市西初石１－７７２－１ |
|  | 委託者 | 流山市北部地域包括支援センター |
| 委託期間 | 平成３０年６月５日～平成３１年３月３１日 |
| 委託経緯 | 地域包括支援センターの人員体制において、新たな予防支援等を提供する余裕がなく、業務を一部委託できる指定居宅介護支援事業所を探したところ、既存の委託先でも人員体制において対応できなかったため、急遽当該事業所に委託することとなった。 |
| 人員体制 | 常勤専従　－  常勤兼務　１人  非常勤専従　－  非常勤兼務　－ |
| ③居宅介護支援事業所なでしこ矢切（社会福祉法人馬橋福祉会） | | |
|  | 所在地 | 千葉県松戸市矢切２５９－１ |
|  | 委託者 | 流山市南部地域包括支援センター |
| 委託期間 | 平成３０年６月１日～平成３１年３月３１日 |
| 委託経緯 | 独居である対象者が松戸市所在のケアハウスに入居したことにより、当該ケアハウスを運営する法人の指定居宅介護支援事業所による介護予防支援等を希望しているため委託に至る。  　なお、本人は、流山市に自宅があるため、住民票は移さない意向とのこと。 |
| 人員体制 | 常勤専従　－  常勤兼務　１人  非常勤専従　－  非常勤兼務　－ |
| ④ニチイケアセンター流山北（株式会社ニチイ学館） | | |
|  | 所在地 | 千葉県流山市東初石４丁目１８７－１９ |
|  | 委託者 | 流山市東部地域包括支援センター |
| 委託期間 | 平成３０年６月１４日～平成３１年３月３１日 |
| 委託経緯 | 対象者の配偶者に係る居宅介護支援を当該事業所で実施しており、当該支援に係る介護支援専門員による介護予防支援等を希望しているため委託に至る。 |
| 人員体制 | 常勤専従　－  常勤兼務　１人  非常勤専従　１人  非常勤兼務　－ |